

令和6年度第2回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会議事録

1 日 時 令和6年11月7日（木）午後2時00分から4時00分まで

2 会 場 千葉市中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗

3 出席者

【委員】 伊藤委員、岡本委員、清水委員、住吉委員、高梨委員、武井委員、武村委員、
田畑委員、初芝副会長、藤田委員、松崎委員

※15人中11人の委員が出席

【事務局】＜第1部＞

健康福祉部：白井部長

地域福祉課：中田課長、遠藤課長補佐、石川主査、富田統括主任

保護課：岡野課長

地域包括ケア推進課：渡辺課長

健康推進課：石原課長補佐

高齢福祉課：清田課長

各区保健福祉センター 中央区：市原所長、花見川区：古川所長、稲毛区：藤原所長
若葉区：風戸所長、緑区：鈴木所長、美浜区：内山所長

千葉市社会福祉協議会：半沢事務局次長、内山地域福祉推進課長

千葉市社会福祉協議会各区事務所 中央区：森所長、花見川区：猪野所長、
稲毛区：石本所長、若葉区：石毛副所長、
緑区：打譯所長

＜第2部＞

保健福祉局：横田次長

保護課：岡野課長、前田主査

※傍聴人：前半、後半ともに0人

4 議 題

＜第1部＞

（1）各区支え合いのまち推進計画の推進状況について

＜第2部＞

（2）第3期千葉市貧困対策アクションプラン（原案）について

5 会議の概要

＜第1部＞

（1）各区支え合いのまち推進計画の推進状況について

事務局から資料1に基づく説明を行い、委員から意見・質問があった。

<第2部>

(2) 第3期千葉市貧困対策アクションプラン（原案）について

事務局から資料2-1～2-4に基づく説明を行い、審議が行われ、了承された。

6 会議経過

(1) 開会

○事務局（石川主査）

大変お待たせいたしました。定刻をわずかに過ぎたところですが、ただ今から、令和6年度第2回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます地域福祉課の石川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、2点ご報告がございます。

1点目は、会議の成立と公開について、ご報告させていただきます。

本審議会の開催には、千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となりますが、本日は、委員総数15人のうち11人のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、千葉市情報公開条例等の規定により、本審議会は公開となり、議事録は公表することとなっておりますので、あらかじめご承知お願います。

2点目ですが、配付資料の確認と本日の流れの説明をさせていただきます。

お手元の次第をご覧ください。

配付資料につきましては、次第下部をご覧ください、ご確認をお願い申し上げます。

事前に送付させていただいたものから誤植等を若干修正しており、机上配付のものが正式なものとなります。

不足等がございましたら、事務局までお願いいたします。

続きまして、本日の流れの説明をさせていただきます。

本日は審議事項が1件、報告事項が1件で、前半と後半の2部制とさせていただいており、途中休憩を含めまして、16時の終了を見込んでおります。

まず、前半につきましては、議題「各区支え合いのまち推進計画の推進状況について」ご報告させていただきます。

終了しましたら、10分間程度の休憩を挟み、事務局が交代しまして、後半につきましては、議題「第3期千葉市貧困対策アクションプラン（原案）について」ご審議いただきます。

会議の途中で、事務局職員の入れ替えをさせていただくため、ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次第の2に入りたいと思います。開会にあたりまして、保健福祉局 健康福祉部長の白井よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（白井部長）

皆様、こんにちは。健康福祉部長の白井でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、当分科会にご出席いただきまして、誠にあ

りがとうございます。

また日頃より本市の地域福祉の推進に多大なるご支援とご協力を賜っておりますことに御礼申し上げます。いつも大変ありがとうございます。

さて、本日の分科会でございますが、先ほど司会からのご案内させていただきましたとおり、2部制とさせていただきます。

第1部は、「各区支え合いのまち推進計画の推進状況について」、令和5年度の各区における地域の支え合いに関する取組状況を一覧で取りまとめましたので、ご報告させていただきます。

令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行後、従前行われていた地域の取組みが徐々に回復の兆しを見せ始めたことが伺える1年であったかと思います。

しかしながら長期間にわたる様々な地域活動の制限を経て、一度途切れてしまった活動を元に戻していくことは容易ではないと、我々行政においても、また地域で活動されている皆様方にとっても、実感したのではないかと認識しています。一方、コロナ禍だからこそ創意工夫しながら新たな取組みを始められた事例もありまして、その点に関して状況に応じて新たな取組みを模索して実行する地域の力というものを感じたところでございます。

第2部は、事務局を入れ替えさせていただきまして、「第3期千葉市貧困対策アクションプラン（原案）について」、ご審議いただきます。

委員の皆様におかれましては専門のお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（石川主査）

それでは、次第の3「議題」に入りたいと思います。本日山下会長ご欠席につきまして、ここからは、初芝副会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○初芝副会長

急遽なのでご迷惑をおかけするかもしれませんが、よろしくお願いします。

それでは、次第に従いまして、これより次第の3「議題」に移りたいと存じます。

「各区支え合いのまち推進計画の推進状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

（2）議題 ア 各区支え合いのまち推進計画の推進状況について

○事務局（中田課長）

地域福祉課の中田でございます。

私から、各区支え合いのまち推進計画の令和5年度の推進状況について、ご報告させていただきます。失礼して着座にて説明させていただきます。

お手元に、資料1をご用意ください。

計画の令和5年度の推進状況ですが、市の取組みの部分については、前回8月の分科会で説明させていただいたところですが、今回、地域の取組みの部分がまとまりましたので、ご報告をするものです。

なお、こちらの資料は、各区にて開催した区支え合いのまち推進協議会において承認されたも

のとなっております。資料はA3で94ページとなっておりますが、時間の都合もございますので、この場では、それぞれの区で取りまとめました総括表を用いまして、ご説明させていただきます。

区支え合いのまち推進計画については、計画策定の段階では、新型コロナウイルスの感染拡大により地域活動が制限されていたため、「具体的な取組み」及び「重点取組項目」については、中間見直しまでに定めることも可能とし、それまでの間は、第4期計画の取組みを参考に、工夫しながら、できることに取り組むこととしております。このため、目標を設定していない場合もございますので、「具体的な取組み」等を定めていない花見川区以外の区については、評価は任意とさせていただきますので、ご了承ください。

また、区ごとに報告様式に変更を加えておりますため、表のつくりや文言に多少の差があることを申し添えます。

それでは、初めに、中央区でございます。1ページをご覧ください。

まず、資料の構成から説明させていただきます。ページの左側、「基本方針別取組状況」についてですが、こちらは、各区で策定済の基本方針ごとに、取組項目数と、その達成状況を記載しております。

達成状況については、「◎」は、目標以上のものが達成できた場合、「○」は、目標が概ね達成できた場合、「△」は、目標の一部が達成できた場合、「×」は、目標が全く達成できなかった場合の4段階で評価し、評価が困難である場合は、「－」としております。

次に、表の下から2行目の「今年度の振り返り」には、取組項目数、達成状況の合計がそれぞれ記載されており、その右側には、取組み全体の総括が記載されております。

中央区の状況でございますが、記載のとおり、全ての取組項目において、評価が困難な状況でした。また、全体の総括としては、コロナ禍により縮小を余儀なくされていた地域での行事や活動が回復しつつあり、感染症対策など工夫しながら活動再開に向けて進んだ一年であったことが記載されております。

次に、その下の「今後の課題と方針」としましては、活動再開が目立つ一方で、要介護度があるなどして活動に参加しづらくなった高齢者が増えていること、担い手不足といったことを受けて、感染症対策の徹底や、新たな担い手の発掘が重要であることが挙げられております。

次に、右下の「区の地域福祉に関する紹介事例等」としましては、中央東地区部会エリアで開催された「社協まつり」の取組みを紹介しております。

こちらは、中央東地区部会が主催している取組みで、椿森中学校や千葉女子専門学校の学生ボランティア、就労継続支援事業所「まあるい広場」の方々も参加し、親子連れのみなさまを含むたくさんの来場者でにぎわうイベントとなったそうです。このようなイベントは、地域の多世代交流、学生の福祉教育、障害がある方との相互理解を深めるものとして、重要な場となっております。

続いて、花見川区でございます。37ページをご覧ください。

まず、ページの左側、「基本方針別取組状況」についてですが、花見川区は、既に重点取組項目を定めておりますので、重点取組項目数と、その達成状況を記載しております。また、重点取組項目以外の取組みを含めた全体の取組項目数を記載する欄を左側に設けております。

花見川区の状況でございますが、左下の「今年度の振り返り」には、コロナの感染症法上の位置づけが5類に移行したこともあり、食事を伴う活動の再開や、地域によっては新規事業にも取り組むなど、コロナ前の活気が戻りつつあることを感じた、と記載されております。

次に、その下の「今後の課題と方針」としましては、地域福祉活動の停止が長期化したことによる、担い手の高齢化や次世代へのノウハウの継承が挙げられており、今後は地域の実情に応じた活動を展開するとともに、関係機関や団体との連携強化を図っていききたい旨が記載されております。

次に、右下の「地域福祉に関する紹介事例等」としましては、花見川区は、次のページにかけて7つの事例を紹介しておりますが、本日は、このうちの1つ、37ページの右下、「買い物支援サービス事業」をご紹介します。

こちらは、畑地区部会の取組みで、社会福祉法人斉信会畑町ガーデンと民生委員・児童委員の協力を得て、買い物支援サービス事業の試行を実施したものです。コロナの影響を受けて休止していた取組みを、3年ぶりに再開することができ、参加者の方々はとても喜んでいらっしゃる様子だったとのこと。

続いて、稲毛区でございます。47ページをご覧ください。

稲毛区の状況でございますが、記載のとおり、全ての取組項目において、評価が困難な状況でした。

左下の「今年度の振り返り」は、コロナの5類移行に伴い、休止していた地域福祉活動の再開に向けて、様々な工夫をしながら取り組んだ旨が記載されております。

次に、その下の「今後の課題と方針」としましては、地域課題がますます複雑化・複合化していることから、地区部会を中心として関係団体や行政等が連携・協働を図り、地域が一体となって助け合う体制を構築する必要があること、また、高齢化に伴う担い手不足の解消に向け、地域や学校等へ働きかけるなどして新たな担い手の育成や確保に向けて取り組んでいきたい旨が挙げられております。

次に、右下の「地域福祉に関する紹介事例等」としましては、コロナの影響により休止していた買い物支援事業の再開に向けて協議を行ったことや、エリア内にある公園等を活用し、ラジオ体操を開催したことなどが記載されています。

続いて、若葉区でございます。59ページをご覧ください。

左下の「今年度の振り返り」では、コロナの影響で中止や見合わせなどの対応をとっていた活動について、感染症対策を講じつつ、それらの多くが再開されたことが記載されております。

また、若葉区では、令和5年度中に実施した中間見直しの内容を、今回のこの推進状況表に紐づけて記載されておまして、新たに設定した「若葉区共通の取組み」についての内容も反映する形でご報告いただいております。

次に、その下の「今後の課題と方針」としましては、令和5年度中に実施した中間見直しの内容をもとに、取組みを推進していくこと、若葉区として独自に設けた「若葉区全体の統一した試み」について、区の推進協議会が中心となって進めていくことが挙げられております。

次に、右下の「地域福祉に関する紹介事例等」としましては、3つ事例を記載いただいておりますが、そのうちの最後の事例、「有償の家庭ごみ排出代行事業」をご紹介します。

こちらは、ごみ出しが困難な住民の増加や担い手側の高齢化により、既存のボランティアによるごみ出し支援の現状維持が難しくなりつつあることから、将来を見据えた対応策として、令和5年8月から開始した、有償のごみ出し支援の取組みです。市からはダストボックスを提供、近隣の生活介護事業所には排出代行を担っていただき、ごみ出し希望者から徴収した利用料をもとに、排出代行の事業所に対し、協力金を支払うという仕組みになっております。

続いて、緑区でございます。74ページをご覧ください。

緑区の状況でございますが、記載のとおり、全ての取組項目において、評価が困難な状況でした。

左下の「今年度の振り返り」では、引き続き感染状況に注意しながら活動したこと、実施に至らない活動はあったものの、団体それぞれが計画を念頭におきながら活動に取り組んだことが記載されております。

次に、その下の「今後の課題と方針」としましては、若い世代の担い手確保及び育成について検討する必要があることや、新しい生活様式に合った地域での活動を推進していくことが挙げられております。

次に、右下の「地域福祉に関する紹介事例等」としましては、椎名地区部会と小規模多機能型居宅介護施設が連携して取り組んだ、「健康体操の会」の事例を紹介しております。町内自治会の協力のもと、高齢者が徒歩で来られる町内自治会館を会場として、椎名地区内で順次開催しました。開催案内の周知は自治会の回覧を通じて行い、施設からは毎回、理学療法士が参加して、体操の指導や参加者の健康に関する相談を受ける機会を設けたとのことです。

最後に、美浜区でございます。86ページをご覧ください。

左下の「今年度の振り返り」では、様々な地域福祉活動に繋がる行事やイベントを出来る範囲で再開させ、地域住民の健康促進や地域の活性化を充実させるべく取り組んできたことが記載されております。

次に、その下の「今後の課題と方針」としましては、美浜区特有の地域課題、たとえば集合住宅での高齢者独居世帯、エレベーターが設置されていない中層集合住宅の住民の外出困難、新旧住民間の交流、などが挙げられており、今後は、区計画における活動指針となる重点取組項目に基づき、課題解決に向けた地域福祉活動に取り組んでいきたい旨が記載されております。

次に、右下の「地域福祉に関する紹介事例等」としましては、スポーツエクササイズジムのカーブスと生活支援コーディネーターとが、地域貢献活動としてコラボした「健康測定会」の事例が挙げられております。一昨年度末、カーブス本社より地域貢献・地域交流できることがないか、と市社協美浜区事務所に問い合わせがあったことを契機に、地域住民の健康促進・フレイル予防を目的とした、健康測定会を実施することになりました。測定会では、各種測定だけではなく、あんしんケアセンターや交流の場・通いの場の紹介、地域活動の担い手の発掘も行ったとのことです。

以上、簡単ではございますが、令和5年度中の区支え合いのまち推進計画の推進状況について、報告させていただきました。

私からの説明は以上でございます。

○初芝副会長

ありがとうございました。こちらについては、報告事項ということです。

ただ今の事務局の説明について、ご意見・ご質問がございましたら、挙手の上、発言をお願いします。武井委員どうぞ。

○武井委員

武井ですが、この報告のまとめ方を見ると、個別の内容について、中央区を見ると、全項目に

ついて全地区部会でどういう取組みをしたか、かなり詳細に書かれていて分かるのですが、他の区を見ますと、個別に重点課題的な項目とその目標を入れているところがあって、それに基づいて評価をしているところがあるんですが、重点项目的な項目の記載がないところはやれているのか、やれていないのかわからない。やれていないんでしょうかという話と、美浜区あたりについては項目の内容そのものを基本方針ごとにまとめている形で、项目的には一部だけ記載されている形になっていますが、まとめ方については各区の進め方があるので、個別に区の方でという考え方もあるだろうと思うけど、この内容を見ると、中央区のように全部記載してもらえばわかるんですけど、そうでないとやっているのかやっていないのか、進んだのか進まないのかわからないと思いますが、そのあたりの考え方、なぜこんな形にしたのかということと、実際にはどこまで進んでいるか、この2点をお伺いします。

○初芝副会長

事務局いかがでしょうか。

○事務局（中田課長）

ありがとうございます。おっしゃったとおり、まとめる際には書式のフォーマットをお示しして、あとは各区において記載の重点項目だけを取り上げているかどうかで差が出ているのはそのとおりかと思います。それぞれ各区の考えに基づいてやっているというところはございますが、それ以外のところがわからないというご意見をいただいたということで、今後については各区と検討したいと思います。以上です。

○初芝副会長

2点目の大体どの程度進んでいるかというのはいかがでしょう。

○事務局（中田課長）

すべての区ではなく、何区はどんな状況というイメージでしょうか。

○武井委員

少なくとも令和5年度の進捗報告ということだと思うのですが、今の話だと記載されたものが中央区は全部ありますが、それ以外の区はかなり限られたものしか記載されていなくて、進んだのか進んでいないのかわからないので、そのあたりの進捗状況はどうなんだろうという質問です。

○事務局（内山所長）

美浜区です。美浜区におきましては項目がコロナ前の重点項目ということで、重点項目自体がまだ昨年度の途中から中間見直しの策定をしたところですので、前の計画の内容に沿ってだいぶ進んでおりましたので、その内容によって今回の報告をまとめたところです。

中間見直しで項目が決まりましたので、次の令和6年度につきましては、項目別に取りまとめでいく予定でございます。

○事務局（鈴木所長）

緑区です。緑区は資料としては最終的に重点項目を記載させていただいています。

区の推進協議会の中では別の様式も使って、もう少しそれ以外のものも含めた報告をする形にしていますが、こちらの報告については全てとなると多いため、絞った形にしております。推進協議会の会議の中では推進状況を確認しております。以上です。

○事務局（風戸所長）

若葉区です。若葉区におきましては重点項目を中心に挙げさせていただいています。

59ページに総括表があるんですが、◎、○が44、△、×が4、－が3となっており、基本的には概ねできたとそれぞれの地域部会エリアとして思っています。令和4年の時は◎、○と△×が半々ぐらいだったと記憶していますので、それよりは進んでいると思っています。以上です。

○事務局（藤原所長）

稲毛区です。区の推進協議会で評価不能にした点ですが、定量化が難しい項目が混ざっていることと、令和5年度の実績ということもあり、コロナ禍で活動が完全に再開しきれていないもの、また再開できていなくて検討段階にあるものが混ざっていることもありまして、評価については不能という形にさせていただきました。ただ、感覚としては、無理に定量化しようとするれば、概ね順調に推移しているのではないかということで、また資料の表し方につきましても、今回の中央区さんのものをもとに来年の2月を予定していますが、こういったわかりやすい、可視化できる資料についても事務局から提案していきたいと考えています。以上です。

○事務局（古川所長）

花見川区です。花見川区は取組項目がすべて重点取組項目と同じになっていまして、評価につきましてはこちらに記載のとおりですが、概ねできたものと、そこまで手が回らなかったものが一部×という評価になっております。以上です。

○初芝副会長

ありがとうございました。武井委員いかがですか。

○武井委員

ありがとうございます。概ねできて進んでいるという判断でよさそうかと思いましたが、重点項目以外のものでも進めるようにはなっているはずですので、そういうものも報告していただけるとわかりやすくなると思うので、今後もよろしくお願いします。

○初芝副会長

事務局対応よろしくお願いします。他にご意見ご質問ありますか。

○武井委員

もう1点ご質問させていただきますが、今回各地区部会の世帯数や人数等を入れていただいて、その点ではわかりやすくなっていますが、その数値が今日お配りいただいている支え合いのまち

千葉推進計画見直し案の数値と見比べるとかなり違っているんですね。これはどこでつくられているのでしょうか。推進計画見直し案の数値と整合性が取れていない。各区を見ると問題があるんですけど、そのあたりは見ていただいているんですか。必要なら個別にここがおかしいとお話しますけど。

○初芝副会長

事務局いかがでしょうか。

○事務局（風戸所長）

若葉区です。若葉区につきましては区の地域福祉計画、若葉区支え合いのまち推進計画に載せてあります数値をそのまま使わせていただいております。

○武井委員

若葉区については確かに一致しているんですが、こちらの資料についてみると令和5年6月末時点となっています。ところが支え合いのまち推進計画見直し案は3月末に発行しています。

そこに入っている数値と一致しているのは逆におかしくないですか。

○事務局（風戸所長）

若葉区です。今武井委員からのご質問につきまして、見直し案は令和6年の3月に発行されておりまして、私どもの数値はこの見直し案の58ページに載っていますが、令和5年6月末現在で載せていますので、数値的には良いのかなと。

○武井委員

ということは見直し案の数値は令和6年3月31日ではなくて、資料としては6月の数値ということですか。

○事務局（風戸所長）

おっしゃるとおりです。

○武井委員

それでいくと見直し案を発行している日にちが令和6年3月の見直し分なので、整合性を持たせた方がいいと思いますよ。

○事務局（風戸所長）

取れる数値がこれだったということもあり、載せさせていただいておりますが、最新のものが一番良いのは武井委員のおっしゃるとおりかとは思いますが、今後とも新しい数値が載せられるよう努力して参ります。以上です。

○武井委員

若葉区は矛盾が少ない方で、各区を見ると結構矛盾してるというか、合っていないところが多

いんですが、作られているのは各区が出している数字で、見直しについても各区が出しているんですよ。そうしたらそんなに違いが出るはずがないですよ。

○事務局（中田課長）

数字につきましては今この場で確認が取れないので、またあとで確認させていただければと思います。

○初芝副会長

先ほど地域福祉課長の方からもありましたが、6年度の進捗状況については足並みがそろってくるということなので、そこで意見を踏まえた整理をお願いします。

他にご意見ご質問ありますか。よろしいでしょうか。

ご意見ありがとうございました。「各区支え合いのまち推進計画の推進状況について」の報告につきましては、以上としてよろしいでしょうか。

それでは、報告事項は、以上となります。

続きまして、次第の4「その他」に移りたいと存じます。事務局から何かございますか。

○事務局（中田課長）

地域福祉課 中田です。

参考といたしまして、福祉まるごとサポートセンターの相談対応状況を机上に配付させていただいております。今日は特にご説明はさせていただきますが、ご確認いただければと思います。

以上です。

○初芝副会長

ありがとうございました。こちらにつきまして、ご覧になったばかりだとは思いますが、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

以前に頂いた資料の更新版ということですよ。

○事務局（中田課長）

前回もお配りさせていただいたものの直近の分になります。

○初芝副会長

よろしいでしょうか。事務局他にございますか。

○事務局（中田課長）

ございません。

○初芝副会長

無いですので、次第の4「その他」について、以上となります。

一旦事務局に進行をお返しします。

○事務局（石川主査）

ありがとうございました。

それでは、10分程度の休憩を挟みまして、14時50分から後半の議題に入らせていただきたいと思います。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

それでは、休憩に入らせていただきます。

（３）再開

○事務局（前田主査）

お待たせいたしました。

私は、これより司会を務めさせていただきます保護課の前田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事の再開にあたり、改めて、会議の成立について、ご報告させていただきます。千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となりますが、委員総数15人のうち11人のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、再開にあたりまして、千葉市 保健福祉局 次長の横田よりごあいさつ申し上げます。

○事務局（横田次長）

千葉市保健福祉局次長の横田でございます。

委員の皆様におかれましては第1部に続き第2部のご審議いただくということで、長丁場ですがよろしくお願いいたします。

本日の議題は、「第3期千葉市貧困対策アクションプランの原案について」が審議事項になります。

経緯を申し上げますと、平成29年から市内の連携を図るということで、地域共生という観点から市内全体の仕組みをつくりまして、取組みを進める中で第1期のプランを平成30年につくりまして、第2期を令和3年につくらせていただきました。

時間が結構経っております中で、第2期の中では今回待ちの姿勢からアウトリーチ、出張って行ってどうやって支援していくかということで、今回千葉市生活自立・仕事相談センターを全区に設置しましたし、アウトリーチ支援員を配置させていただきました。

第1部であった区支え合いのまち推進計画で美浜区とかにセンターの話も載ってしまして、そういうことも徐々に進めていくところです。

そうした中で新型コロナウイルスもありましたから、なかなか地域活動やりますとか、貧困の方も出てきますし、相談も増えてきた状況です。

4月に国の方で生活困窮者自立支援法の改正もありました。その中で居住支援ですとか多機関の連携強化が法改正の中に含まれています。

こうした状況を踏まえまして、今回第3期のプランの原案をお示しさせていただきたいと思いますが、法改正の内容や、WEBアンケートを取りましてどういったことを考え、どういったことに困っているか、困った時どこに相談するか、アンケート調査させていただきました。

そういった現場で働いている方の声を踏まえまして、今回第3期アクションプランということ

でまとめさせていただきました。量が多くなっておりますが、昨今貧困の問題が取り上げられていますし、物価高ということもあります。私たち千葉市としてもこういった取組みを市だけではなく、多機関で協力しながら皆様とともにつくっていくことが必要だと思って、いろいろ書き込ませていただいた結果、このようになっています。

今回量は多いですが、皆様におかれましては専門の立場からいろいろなご意見をいただきながら、良いプランをつくっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○事務局（前田主査）

それでは、次第の6「議題」に入らせていただきます。引き続き、初芝副会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○初芝副会長

引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、次第の6「議題」「第3期千葉市貧困対策アクションプラン（原案）について」に入らせていただきたいと存じます。事務局より、説明をお願いいたします。

（４）議題 イ 第３期千葉市貧困対策アクションプラン（原案）について

○事務局（岡野課長）

保護課の岡野です。よろしくお願いします。

第3期千葉市貧困対策アクションプランについて説明させていただきます。

お手元の資料につきましては、事前配布させていただいた資料に誤字・脱字や表記の修正を行っておりますので、机上配布しました資料が正式なものとさせていただきます。ご了承願います。

それでは着座にて説明させていただきます。

このプランは、法的に策定が義務付けられているものではなく、千葉市独自に策定するものがあります。

お手元の資料2-1を1枚めくってもらいますと、目次がございます。

第1章が、千葉市貧困対策アクションプランの策定について、策定の趣旨等を記載しております。

第2章が、現状と策定に向けた課題の整理として、本市の現状や第2期の貧困対策アクションプランの評価と今後の課題等を記載しています。

第3章が、貧困対策を推進するための施策として、具体的な取組み内容などをとりまとめております。

原則として、第3期貧困対策アクションプランは、第2期貧困対策アクションプランの方向性や内容を引き継いでおりますので、計画の主な部分と前期プランからの変更点を主に説明いたします。

1ページをご覧ください。

千葉市では、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行に先立ち、生活保護に陥る前の支援策を強化するため、平成25年12月に複合的な課題を抱えた生活困窮者に対する包括的な相談窓口である「生活自立・仕事相談センター」を設置し、生活困窮者への包括的な相談支援を実施して

参りました。そして、平成30年3月にそれをより一層進めていくための具体的な行動計画として、「千葉市貧困対策アクションプラン」を策定しました。

現在、「第2期千葉市貧困対策アクションプラン」に、取り組んでいるところですが、計画期間が終了となりますので、本市における貧困対策を、より一層推進することを目的として、第3期のアクションプランを策定しようとするものがございます。

2段落目の上から5行目をご覧ください。生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数は、センターが全区に設置されたこともあり、令和元年度よりも増加している状況でございます。そのため、本市としては、まだ相談に至っていない生活困窮状態に陥るおそれのある方が多くいることを想定しているところです。

3段落目をご覧ください。また、今年の4月24日に生活困窮者自立支援法が改正、公布され、令和7年4月1日から施行されることとなりました。

本計画は、その改正内容やWEB調査による市民意識、生活自立・仕事相談センターなどの相談現場の声等を踏まえて策定したものととなります。

次に、このプランの対象者ですが、2の(1)、本プランの対象者は、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、又は生活状況の変化等により経済的に困窮するおそれがあり、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方」としました。これは、生活困窮者自立支援法第3条第1項に規定しております「生活困窮者」の定義に加えまして、困窮する恐れのある方も対象者像の基本といたします。

2ページをお願いいたします。

2段落目の現に生活困窮状態にある方だけでなく、例えば、経済的に困窮しているわけではないものの、社会的に孤立している状態にあり、失業、病気及び生活状況の変化など、何らかの生活に影響を与える出来事をきっかけに生活困窮状態に陥る危険性をはらんでいる状況にある方もおります。

そこで、このプランでは、絶対的貧困状態や相対的貧困状態にある方に限らず、所得と消費の均衡がとれていないなど、貧困に陥るリスクが高いと考えられる方や、社会で孤立している状態にある方も含め、貧困層が潜在している集団全体を対象として支援する必要があると考えられるため、そのような方々も対象者といたします。

本プランの位置づけについては、2ページから3ページにかけて示しております。

3ページをご覧ください。

一番下の(3)本プランの計画期間でございますが、令和7年度から令和11年度までの5年間といたしました。

第2期プランまでは、計画期間を3年間としておりましたが、次の生活困窮者自立支援法の法改正が5年後に見直されるため、第4期プランを策定する際には、見直しの内容に合わせた時期にプランを見直せるようにする必要があると考えております。また、それまでの間は生活困窮者自立支援制度が大きく変わる可能性は低いと考えられるために、計画期間を5年に変更いたします。

次に、第2章の現状と策定に向けた課題の整理ですが、4ページから45ページにかけてまとめております。かなりボリュームがありますので、主な内容を説明させていただきます。

4ページをお願いします。本市の人口において2070年まで高齢化率の上昇が見込まれています。

5ページをお願いします。ひとり暮らし高齢者数も今後ますます増加が予想されています。

次に、10ページをお願いします。

生活保護の状況ですが、令和3年度以降は受給世帯数、保護率とも横ばいとなっております。

11ページをお願いします。

生活保護の世帯類型別世帯数ですが、母子世帯やその他世帯が減少し、高齢世帯と障害世帯が増加傾向となっております。

23ページをお願いします。

2の生活自立・仕事相談センターの新規相談受付件数の推移となっております。

センターは法に規定する生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関であります。

令和2年度及び3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に相談件数が上昇しております。これはコロナ禍における特異な動きととらえておりますが、令和元年度から現在の状況を比較した場合、令和4年度及び5年度の相談件数は継続して上昇していることがわかります。

相談内容については、25ページとなります。

令和2年度と令和5年度の状況を示しております。経済的困窮が最も多い状況に変わりはありませんが、家族問題や仕事の問題、家計管理などの相談が多い状況となっております。

以降、38ページまでは各相談支援事業における実績や、第2期における取組み事例などを記載しております。

39ページをお願いいたします。

4のこれまでの取組みから見える課題の整理ですが、第2期プランにおける「(1) 包括的・早期的な支援に向けた取組み」の中の5つの主要施策における課題を整理しております。

第2期プランの策定時は生活自立・仕事相談センターの設置がない区もありました。

相談傾向の分析などは区単位で実施していくことが多く、保健福祉センターから遠い地域などにアプローチをしていくことができていませんでした。

また、WEB調査の結果からも、7割の市民の方がセンターの存在を認識していない状況であることがわかりました。市民の方の認知度がまだまだ不足している状況だと考えております。

今後様々な広報媒体を活用し、センターの存在を広くアピールしていくことが必要であると考えます。

また全区に生活自立・仕事相談センターが設置されたことから、今まで支援の手が伸びづらかった地域などへのアウトリーチ活動を充実することが可能な体制が整ってきたと考えております。出張相談や説明会を通じて、支援を届けるとともに広報活動を実施していく必要があると考えています。

また、43ページからは、「(2) 地域づくりのための取組み」の中の3つの主要施策におけるそれぞれの課題を整理しております。

地域のネットワークづくりについても、今までは生活自立・仕事相談センターが設置されていない区への積極的な働きかけができていなかったところがありました。現在は全区にセンターが設置され、少しずつですが、民児協への事業説明を行ったり、各センターが地域のイベントに参加したり、地域の中に入っていく取組みを実施できる体制になってきました。

こういった取組みについて、各センターで共有する機会を定期的に設けることや、地域の団体などについて、各センター間で情報共有するなど、地域における活動を推進していきたいと考えています。

44ページでは、「(3) その他」として、改正された生活困窮者自立支援法における居住支援の取組みや生活保護制度との連携などに対応していくことなどが求められています。

今回の生活困窮者自立支援法等の法改正のポイントについては、45ページをご確認ください。

これらの課題を解決するため、取り組むべき施策を具体化したものが、46ページ以降に示しました第3章の貧困対策を推進するための施策となります。

この内容については、別紙により配付しました、A3判の資料2—2「第3期千葉市貧困対策アクションプラン概要版(案)」により説明させていただきます。

まず、第3期千葉市貧困対策アクションプランにおける取組みですが、この度の法改正において、生活困窮者自立支援制度が根幹から大きく変わるといような抜本的な改正はございませんでした。そのため、第3期のアクションプランを策定するにあたり、第2期アクションプランの内容を可能な限り、引き継いだ形で取り組んでいく方針といたしました。

左に3つの柱を掲げていますが、第2期からの大きな変更点として、「3 多機関が機能的に連携するための取組み」という柱を新たに加えました。

これまでは、「1 包括的・早期的な支援に向けた取組み」における主要施策のうちの一つとして「相談機関の連携強化」を掲げ、整理していましたが、コロナ禍における複合的な課題を有する世帯からの相談が増えたことや法改正により、関係機関や地域住民相互の交流を行う拠点との連携が明記されたことにより、今後、地域とも連携体制を構築していくことが重要であると考え、新たに3つ目の柱として整理いたしました。

それでは、具体的な取組についてですが、「1 包括的・早期的な支援に向けた取組み」及び「2 地域づくりのための取組み」については、第2期の内容を第3期としてブラッシュアップした内容としたものがほとんどですので、説明を省略させていただき、新たな柱とした「3 多機関が機能的に連携するための取組み」を中心に、主に考え方と方向性及び取組内容について説明いたします。

主要施策の1つ目「庁内・相談機関同士の連携強化」ですが、こちらについては、主に第2期プランにおいて「相談機関の連携強化」としていた主要施策を引き継いだ内容となっております。

これまでも生活自立・仕事相談センターはあんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センターとは連携させていただいておりますが、そのほかにも様々な制度との連携強化が国から示されているところですので、他制度における関係機関との連携を強化することを考え方の方向性としております。

また、生活自立・仕事相談センターが全区に設置されたことに伴い、相談のために来所する市民がどこでも同じ支援が受けられるよう、連携の一つとして、各センター間の合同研修や関係機関との合同研修などを実施することとしております。

次に「相談機関と地域の連携」ですが、こちらは新たな主要施策としたところでございます。

生活自立・仕事相談センターが全区に設置されたことから、センターが地域に出向いていきやすい環境が整ったと考えております。また、改正法には、「地域住民相互の交流を行う拠点との連携」と明記されているところでございます。

そのため、民生委員・児童委員協議会や町内自治会はもちろんですが、企業や学校なども含め、地域に根付いている関係機関に対して、相談センターの周知や制度内容について説明する機会を設けるなど、周知啓発から実施いたしますとともに、地域で実施されるイベントなど、交流機会に進んで参加していくことを考えております。

また、昨年度より、会議出席者への守秘義務を課した支援会議の運用を開始しました。これにより、対象者が支援を必要としておらず、情報共有などが難しかった事例について、関係者間で情報を共有することができるようになりました。支援会議の活用により、本人が支援を望んでいないため、支援策を講じることができない場合であっても、あらかじめその機関の役割を決めておくことにより、支援が必要とされたときに、速やかに支援を実施する体制が取れるようになりましたので、積極的に活用していくという内容です。

3つ目として、「居住に関する支援の連携」ですが、生活困窮者自立支援法の改正法において、「居住支援」の強化が示されております。

居住支援は、入居中における、必要な場面における支援を実施していくものでございます。生活困窮者自立支援法の改正とは別に、住宅セーフティネット法の改正があり、令和7年10月から施行予定となっておりますので、住宅部局の対応状況と合わせて、連携して取り組んで参ります。

居住支援の事例としては、住宅を失った方や失う恐れのある方への対応です。今回住居確保給付金制度が拡充され、低廉な家賃の住居へ転居することにより、自立した生活が可能となることが見込める場合は、転居にかかる初期費用を支給することが可能となりましたので、給付金を活用した対応を図って参ります。

また、住まいを失う状況に至ってしまった方は、「住まい」そのものの課題だけではなく、その状況に至るようになってしまった生活上の課題を取り除いていく必要があります。例えば、家庭の問題ですとか、仕事の問題などがございますが、これらの課題は、複合的な要因に起因していることが多いため、新たな住まいを用意することだけで解決できるものではありません。

そのため、「生活自立・仕事相談センター」が、相談者の生活上の課題に対応し、居住支援協議会が設置する「すまいサポートちば」が住まいの課題に対応していくなど、相互に連携して対応していくことが重要となります。

そのため、住宅担当部局と連携を強化して、対応を図って参ります。

主要施策4つ目の「生活保護との連携」ですが、生活保護受給世帯は経済的な困窮のほか、複数の課題を抱えていることが多いです。

しかし、経済的な課題がいち早く改善してしまい、生活保護を必要としなくなった場合に、支援が途切れてしまうという課題がありました。そのため、生活保護受給中から生活困窮者自立支援制度における支援を活用することで、生活保護廃止後にスムーズに生活自立・仕事相談センターの支援が受けられるよう、制度間で支援が途切れてしまわないようにする取組みを実施して参ります。

また、生活保護法において生活困窮者自立支援法に規定する支援会議と同様の会議体が規定されましたので、運用方法を検討して参ります。

生活保護との連携につきましては、令和7年4月からの施行に向け、各区の生活保護担当課とも協議し、法施行後、速やかに実施して参ります。

資料2-2についての説明は以上となります。

次にA4判1枚の資料2-3「貧困対策推進のための施策イメージ図」をご覧ください。

これは、今、説明した内容をイメージ図として表したものですが、現行のプランの趣旨を継続しているため、大きな変更はありません。

赤い点線で囲った部分が新しく付け加えた箇所になります。

多機関が機能的に連携するための取組みを中心として、左側に包括的・早期的な支援に向けた

取組み、右側に地域づくりのための取組みとし、矢印が相互に関係するような記載としております。これは、支援機関や地域だけでなく、支援者を一体的に捉え、相互に関連するということを示しております。

生活困窮者の方の抱える課題は複合的で、かつ、複雑であります。そのため、生活自立・仕事相談センターだけでは支援対象者の自立に向けた支援としては十分な対応をすることが困難な事例が増えて参りました。理想は、そのような状況にならず、支援を受ける必要がある世帯が一つもないという状況ですが、実際には支援が必要な方がたくさんおります。そのため、そのような複雑な状況になる前に支援を入れることで、速やかに関係機関で対応し、一人でも多くの方を早い段階で自立して生活できる状況になるまで支援できれば良いと考えております。

最後に資料2-4ですが、こちらにつきましては、第2期プランの時の取組みと第3期に新たに記載することとしました取組みに関する新旧対照表でございますので、参考にご覧ください。

説明は以上となりますが、今後の生活困窮者支援に向けて、この貧困対策アクションプランに基づき実施して参りたいと考えております。

策定に当たり委員皆様方のご協力をお願いしまして私からの説明とさせていただきます。

以上です。

○初芝副会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局の説明について、ご意見・ご質問がございましたら、挙手の上、発言をお願いします。武井委員をお願いします。

○武井委員

武井です。3ページの本プランの計画期間のところで、令和11年（2028年）というのはおかしいんじゃないですか。

○事務局（岡野課長）

申し訳ありません。誤植です。直させていただきます。

○初芝副会長

他にありますか。お願いします。

○武井委員

それから9ページのところで、平均寿命と健康寿命のことなんですが、千葉市はこういう考え方でやろうと進めていますが、厚労省の方で健康寿命の出し方を国民生活基礎調査で出していて、数値の差がありますが、使うときにあまりに数値も違うし、たとえばあんしんケアセンターでこのあたりの話をしてもらおうと、厚労省の数値を使っている、こちらと全然違うということがあるんですが、どこかでもう少し見直して、合わせることは考えられないでしょうか。

数値があまりに違うし、考え方も違うのでいつも引っかかるんですが、見直すつもりはないんでしょうか。

○事務局（横田次長）

ありがとうございます。こちらの平均と健康寿命のプランは、市として健やか未来都市ちばプランの中で使ったもので、市としてはこの考え方でまわりと比較をしたり、不健康の期間を新しく注目してここをどうやって減らしていくか、今回やったところです。国のデータは今手元になるので詳細はわかりませんが、たぶん市のレベルではなくて、国全体の健康寿命のデータを出していると思います。こちらは千葉市にフォーカスした形のデータになっていて、その数字の部分ややり方が違うかもしれません。住民の方に誤解を与えてしまうのはよくないと思いますが、どうやって説明できるか、持ち帰って共有させていただきたいと思います。

○初芝副会長

よろしいですか。

○武井委員

はい。

○松崎委員

今回の法改正でさらに相対的貧困層がより自立して、就労していけるようにというかなり施策が入ってきて、生活保護という金銭的・医療的な給付と結びつきながらできているということで、今までそこにメスが入らなかったということでは非常に評価していかなければと思っています。

ここでちょっとホームレスの32人という数字なんですが、これはいわゆる貧困ビジネスといわれているところで、社宅の空き家に20人30人と収容して、生活保護を受給させて云々、そういう形態の人たちはホームレスに入っていないということですね。まさに本当に橋の下とか、駅のところに寝泊まりしている、その数字がこの32人ということですか。

○事務局（岡野課長）

おっしゃるとおりこのホームレス数につきましては実際に目視して、駅舎だったり公園だったりホームレス生活をされていると思われる方と、本市ではホームレスの巡回相談員という職員を雇用しておりまして、市内巡回しております。その中で直接接触できた方で把握している方、目視で捉えた方も含め、32人となっております。今おっしゃられましたように無料低額宿泊所等に入所している方は含まれていません。

○松崎委員

新聞報道でご存じだと思いますが、千葉の寒川の方の高齢者の施設で、人材が足りないというだけではなく、ケアの面でもひどい状態で、入居金だけはきちんと取るという人権侵害に近いような形で、貧困ビジネス等が生活保護の中に入ってきているんじゃないかと思うので、その中でそれがいいと認めているのか、ケースワーカーがそういうところに訪問して行って、どういう状態で生活している現状なのか把握しているかをお伺いしたいです。

○事務局（岡野課長）

本市では無料低額宿泊所につきましてはかなり以前から乱立したというか、把握したホームレ

ス数に対して定員が何倍にもなっているということで、問題視された時期がありました。

それ以降対応してきましたが、令和2年に本市でも無料低額宿泊所の人員や設備に関する条例を施行しました。それに伴いまして条例に基づき、特に居室面積ですとか、入所されている方の権利、利益、人格の尊厳等が守られているかという点に着目して、条例に違反していないかについて監督しているという状況に変わっています。その中で以前言われていた居室が狭いといった部分が、条例施行時に足りていなかった部分は解消されて、事業者側も運営に関して、それまでの状況とは異なって、きちんと条例を守るところに意識は傾いていると捉えています。ただ継続して入所者の利益が守られているかは我々が監督していかなければいけないと考えていますので、事業者側にも変化が見てとれる経過となっている状況です。

○松崎委員

今度の法改正で居住支援がかなり出てきたとすれば、そこにいる方たちの自立ということで、支援していくということだと、居住をきちんと確保して、自立支援なり就労なり、いろいろなコミュニティにも参加していけるような、そういう支援の方法も取っていけるのではないかと私は思っているんですが、今のままでいいやということではなくて、一人ひとりの入居者の人権を考えると、より一人ひとりに安心して住める住居を確保して、そういう意味での自立支援と、コミュニティの一員として生活できるような支援が必要ではないかと思っています。

○初芝副会長

よろしいですか。他にご意見ありますか。

田畑委員どうぞ。

○田畑委員

何点かご質問させていただければと思います。

まず新たな計画におきましては居住支援、福祉との連携も明確化されましたし、貧困の主体も多様化する中、多職種・多機関で連携体制が取れているところは評価するところです。

質問は4点ほどありますが、ひとつは相談についてです。相談体制自体は強化されていると理解したところですが、誤認識であればご指摘いただければと思いますが、現計画においてはSNS等で相談というのが項目にあったものが、3期の方にはなくなったと理解していますが、相談、人によるアウトリーチが最終的には重要なんです、ファーストアクションにハードルがあるということで、一定程度SNSの活用は効果があるという認識ではあったのですが、そのあたりどのような見識かお聞きしたいのが1点。

もう一つは生活保護との連携があらたな新規項目ということで、追加されたという理解でよろしいでしょうか。私個人の理解ですが、貧困にはグラデーションがあって、軽度な方から深刻な方までであろうかと思いますが、この生活保護との連携が新規項目と加わった経緯であるとか、法改正に基づくものなのかを含めて、今後どのように取り組まれるのか、項目のご説明は書かれています、ご認識等お伺いしたいというのが2点目。

3点目は新たな方向性として柱として示された多機関との連携についてであります。

これは私どもの市議会でもよく連携をしてほしいと要望であるのですが、どのように具体的に連携していく方向性なのか、現時点では案の時点ですので、具体的なお答えは難しいかもしれな

いですが、会議体を持つのか、コーディネーターがいるのか、というような情報共有やどのような方向かお伺いしたいのが3点目。

最後に、こどもの部局におきましては、こどもの貧困のプランの策定を行っていると思います。こちらのプランについてはお子さんのいない家庭、高齢者のご家庭も含まれて包含されていると認識していますが、こどもの貧困プランと重なる部分もあると思います。このあたりの整合性や連携についてどのようにされるのか、以上4点お伺いできればと思います。

○初芝副会長

事務局お願いします。

○事務局（岡野課長）

まず1点目の相談支援強化の中でSNS相談の部分です。ご指摘の通り第2期プランの中ではSNS相談について記載がありました。今回3期のプランの案の中では表記をしていません。

こちらについてはいったんSNS相談について方法等検討したところです。その中でどういった形の運用が一番効果的であるかという検討が、ひとくちにSNSといっても方法も幅広いと思いますので、現段階で活用できる方法はすぐ取り掛かる。ただ相談体制においてはたとえばメールでの相談は現在受け付けております。その中で夜間24時間に発信されたものは翌日になってしまいますが、受け付けるということは常に行われていますので、あらためてSNS相談の方法に関しては、もう一度考え直す必要があるのではないかということで、いったん表記としては削除している状況ですが、まったくなくなったということではなくて、効果的な相談手法を常に考えながら運用していくという考え方になっています。

2点目の生活保護との連携に関しましては、ご指摘の通りプランの中では新規に記載して取り組むものですが、もちろんこれまでも生活保護が廃止になる方で、まだ解決していない問題等を抱えている方につきましては生活自立・仕事相談センターに引き継いでいくことはこれまでも実施していましたが、より今回法改正の中で生活保護からの脱却が見込める方は、廃止になる前から困窮者法に基づく支援を行えることが規定されましたので、具体的に廃止が見込まれる方も早期に連携して支援が途切れない形が今回新しいところになりますので、そういった意味で取り組みとして、ここは強化すべき事項として記載させていただきました。

3点目の多機関連携です。具体的にどのようなというご質問でしたが、説明の中でもありましたが、支援会議という法律の中で規定されています会議体を設置しました。この活用の中でなかなかご本人が支援を受けたくないとおっしゃる方をそのままにしておくわけにはいけないので、いつでも支援が実行できるような準備を関係者間で体制を整えておくことが大切なことだと思いますので、守秘義務を課された関係者の集まりの中で、会議体の中で支援策を考えていくということをこの支援会議を活用してより行っていきたいと考えています。

4点目のこどもに関する施策につきましては重なる部分、確かに多くあります。従いましてこのプランについては最初のプラン策定時からこどもの貧困に関しては、こどものプランの方で実際に具体的な施策を入れ込む形で、こどものプランに関しては貧困対策アクションプランの中には記載はしませんが、もちろん支援しないということではなく、世帯として捉えた中での連携は行っていくしますので、こどものプランと連動した形での貧困対策アクションプランと考えていただければと思います。以上です。

○田畑委員

ありがとうございます。すべて理解したところです。

まず相談体制についてはファーストアクションのハードルの高さを意識しながら、人の目で発見することも重要ですので、そのバランスを見ながら効果的な方策を検討していただきたい。

そのためには貧困の人を見つけたら周りの人が何らかの形で相談窓口につなぐことが重要ですので、地域の方々のご理解、周知も改めてお願いできればと思っています。

もう一つ多機関連携についての体制も理解はしたのですが、多機関との連携の重要性が高まる中で、生活自立・仕事相談センターも単年度から複数年度に事業者の契約も変わったと認識していますが、計画自体も3年から5年ということで、長期間成果を上げていかなければならない方向性になったことから、連携を強化していく、また実績を積み上げていく中で、生活自立・仕事相談センターのみならず、多部局の中で連携を強化していくためにはどのように委託事業者と契約していくか、このようなことにも計画策定と同時に検討をお願いしたいと思います。

最後にこどもの貧困の計画との整合性も理解したところですが、先だってこどもの計画が策定されていまして、国の法改正はこちらの方が最先端のものが反映されると思います。

やはり福祉の専門家は保健福祉部局ですので、次期こどもの貧困プランを策定する時に縦割り行政といえどもできるだけ専門的な知識、ノウハウも十分に理解し反映した状況で、次期プラン等をこどもの部局が作れるようにイニシアティブとかサポートを期待したいと思います。以上です。

○初芝副会長

ありがとうございました。岡本委員お願いします。

○岡本委員

千葉県社会福祉協議会の岡本です。居住支援に関する支援の連携の件で、先ほど無料低額宿泊所を利用されている方のお話がありましたが、無料低額宿泊所は一時的なところという認識なので、利用している方の転居について、あらたな賃貸住宅だったり一般の住宅に転居する、居住の確保をするという意味合いでは、現状ケースワーカーさんがやっていると思うのですが、実情がわかればということと、転居の支援はかなり難しい部分だと思うので、ケースワーカーさんの持っている仕事量を考えると難しいと思うので、生活自立・仕事相談センターだったり、すまいサポート千葉と連携するのか、どういうところと連携する可能性があるのか、転居に関してどういう方策があるのかお考えであればお聞きしたいと思います。以上です。

○事務局（岡野課長）

現状についてはおっしゃるとおり生活保護受給者に関してはケースワーカーに相談いただいた中で、ケースワーカーが判断していく形が現状です。その中で判断材料としては、ご本人が居宅生活が可能かどうかという判断をした上で、転居について可能な場合もありますが、物件を見つけるのは一番ハードルが高いです。現状では入居可能な物件を見つけるのが容易ではないですが、千葉市で設置している窓口ですとか、不動産会社の情報があればご自分で行っていただくのが現状です。ただ今後地域居住支援の考え方で考えますと、たとえばすまいサポート千葉でも対応していく形になるのか、あるいは別の方法をとるのか決まっていますが、そこに関しては行える

方法をこれから検討していきます。

それから先ほど無料低額宿泊所の条例の話をしてきましたが、国の社会福祉法の改正の中でも位置づけが変わった部分もありまして、それまでは一時的な生活の場所でしたが、終の棲家ではないですが、中にはそこが本当に居住の場所だということで、一時的な宿泊所ではなくて、居住の場所にもなると考え方が一部変わったところがあります。

例えば就労されて新たなお住まいを探す方だとか、入所される方の状況は様々ですが、高齢者も多くなってきたので、そういった意味ではそのまま居住の場所としての機能も果たせる施設であるべきというところも、位置づけとして変わってきているところです。以上です。

○岡本委員

ありがとうございます。一時的でなく、永続的に取り扱うということであれば、そこに住まわれている方が本当にそこでいいのか、ケースワーカーなりがご本人と相談して判断するのか、誰がどうやって決めるのか、客観的に判断するというか確認することをご本人ができているのか、無料低額宿泊所のスタッフが関与しているものなんですか。ケースワーカーがこの方はここで、と記録を残しているものなのか、もし把握しているなら教えていただきたい。

○事務局（岡野課長）

すべての方ではないかと思います。入所されている方の状況に応じてケースワーカーが生活状況を聞き取る際にご本人の意思であるとか、最初に入所した時が一番多いと思いますが、入居の途中であってもご本人の発言であったり、ケースワーカーから聞き取る場面もあるかと思います。

それは身体状況の変化であったり、あるいは就労を開始したりだとか、いろいろな社会的な生活場面の变化とか、そういったところで聞き取りが行われていることもあるかと思いますが、すべての状況に関しては把握できていませんので、印象的な答えになってしまいますが、聞き取り自体は場面に応じてされていると思っています。

○岡本委員

ありがとうございます。

○松崎委員

ちょっとすみません。それに関連して、私はずっと介護保険の方のあんしんケアセンターを担当しておりまして、そういう場合要介護3のような状態になったときには、どういう対応を市としてやっているのか、そのケースワーカーがどういう対応をしているのか聞かせてください。

○事務局（岡野課長）

無料低額宿泊所に入所されている方の中にも要介護の認定を受ける状態になる方は出てきております。その中では居住の場所として、その方の身体状況としてどこがふさわしいのかというところはケアマネと相談しながら、今後の入所先は決定されていると思われます。

実際に施設が入所決定された場合はそちらの福祉施設に動くということが行われていますので、それぞれの方のご希望と生活状況に合わせて対応している状況です。

○初芝副会長

ありがとうございます。他にご質問ご意見ありますか。

時間が過ぎていて申し訳ないのですが、私からもお願いなんです、保護課さんだけをお願いすることではないのですが、先ほどから各委員さんからもお話出ていまして、田畑委員さんからお話ありましたように、かなり計画自体が組織横断的になってきていて、縦割りという言葉も少し出ましたが、特に地域へのアプローチが、いろいろな局や計画から地域をお願いしている状況です。特に今日、清水会長いらしていますけど、民生委員さんがいろいろな方向からアプローチをしていて、多忙を極めている状況で、受け皿としては自治会も人材的に高齢化が進んでなり手がないという非常に厳しい状況。今回多機関が機能的に連携するための取組みに力が入っているように見えますが、特に2-2の資料を見ると、真ん中の地域づくりのための貧困対策としても、地域で気付くためのネットワークづくりとかそういうところが強調されている気がしますので、まずは庁内の連携、横の連携をしっかりと取っていただきたい、総務局とかに言わないといけないかもしれませんが、防災とか地域包括の関係とか地域の力が必要となってきましたので、役所が一体になって横につながりながら、アプローチしていただければと思います、これはお願いですので回答は結構です。

他にはよろしいですか。いろいろご意見ありがとうございました。

それでは「第3期千葉市貧困対策アクションプラン（原案）について」の議題につきましては、以上としてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

続きまして、次第の7「その他」に移りたいと存じます。

事務局から何かございますか。

（5）その他

○事務局（岡野課長）

ありません。

○初芝副会長

ほかには何かございますか。ないようでしたら、ここで事務局に進行をお返しします。

（6）閉会

○事務局（前田主査）

初芝副会長、ありがとうございました。最後に、事務局から3点ほど連絡事項がございます。

1点目は、本日の委員報酬について、でございます。12月上旬頃までにご指定の口座にお振込させていただく予定です。千葉市への登録口座を変更される場合は、事務局までご連絡ください。

2点目は、会議録の取扱いについて、でございます。

本日の議事録は、事務局が作成し、一旦、委員の皆様へ確認のため送付させていただきます。その後、会長に議事録へ署名をいただき、正式な議事録として確定し、市ホームページ等で公開いたします。

最後に、配付資料の取扱いでございます。

地域福祉計画の冊子につきましては、机の上に置いたままでお帰りいただきますようお願いいたします。

事務局からの連絡は以上となります。

次回の分科会につきましては、決まり次第、通知をお送りさせていただく予定ですので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。ご審議ありがとうございました。